

## 「2022 年度（令和 4 年度）国民経済計算年次推計」 利用上の注意

1. 現行の我が国の国民経済計算（以下「J S N A」という。）は、2009 年（平成 21 年）に国連が勧告した国際基準（2008SNA）に基づいて推計を行っている。
2. J S N A は、毎年、最新年（度）の数値を「第一次年次推計」として公表するとともに、新たに利用可能となった基礎統計を反映させるため、1 年遡って再推計を行い、「第二次年次推計」として公表している。さらに、2 年遡った年の計数について、供給・使用表（S U T）の枠組みを活用して統計上の不突合を縮減させるための再推計を行い、「第三次年次推計」として公表している。
3. 「2022 年度（令和 4 年度）国民経済計算年次推計」（以下「本年年次推計」という。）においては、利用可能な基礎統計を反映させることに加え、推計方法の一部見直し等を行う。主なものは以下のとおり。

### （1）2022 年度（令和 4 年度）の主な予算関連施策への対応<sup>1 2</sup>

#### ① 介護職員処遇改善支援補助金

中央政府から地方政府を通じて事業者（非金融法人）へ支給されることから、一般政府から非金融法人への「その他の経常移転」として記録する。

#### ② 全国旅行支援事業

中央政府から地方政府を経由して支給されることから、一般政府（地方政府）から家計及び企業への「その他の経常移転」として記録する。

#### ③ こどもみらい住宅支援事業

一般政府（中央政府）から家計（個人企業のうち持ち家）への「資本移転」として記録する。

---

<sup>1</sup> 「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」等、主に 2022 年度（令和 4 年度）から開始された施策を記載している。2020 年度（令和 2 年度）の主な施策については、『2020 年度（令和 2 年度）国民経済計算年次推計』に係る利用上の注意について」（令和 3 年 11 月 22 日）を、2021 年度（令和 3 年度）の主な施策については、『2021 年度（令和 3 年度）国民経済計算年次推計』に係る利用上の注意について」（令和 4 年 11 月 29 日）を参照。

([https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kakuhou/files/2020/sankou/pdf/tyui.pdf](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/2020/sankou/pdf/tyui.pdf))

([https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kakuhou/files/2021/sankou/pdf/tyui.pdf](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/2021/sankou/pdf/tyui.pdf))

<sup>2</sup> 各施策の記録方法に記載の「企業」には、非金融法人企業のほか個人企業（家計）を含む場合がある。

④ 肥料価格高騰対策事業

中央政府から地方政府を經由して支給されることから、一般政府（地方政府）から家計（個人企業）及び企業への「その他の経常移転」として記録する。

⑤ 飼料価格高騰緊急対策事業

一般政府（中央政府）から家計（個人企業）及び企業への「その他の経常移転」として記録する。

⑥ 輸入小麦の政府売渡価格の緊急措置

食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）における輸入小麦の買付額と売渡額の差額は、一般政府（中央政府）の財貨・サービスの販売として記録しているところ、売渡価格の抑制分は、同販売額の減少分として記録する。

⑦ 電気利用効率化促進対策事業

一般政府（中央政府）から家計及び企業に対する「その他の経常移転」として記録する。

⑧ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

中央政府から地方政府を經由して家計に給付されることから、一般政府（地方政府）から家計への「社会扶助給付」として記録する。

⑨ 電気・ガス価格激変緩和対策事業

一般政府（中央政府）から企業への「補助金」として記録する。

⑩ 出産・子育て応援交付金

出産・子育て応援交付金のうち、出産・子育て応援ギフトについては、中央政府から地方政府を經由して家計に給付されることから、一般政府（地方政府）から家計への「社会扶助給付」として記録する。

⑪ 借換保証制度等保証料補助

新たな借換保証制度創設に伴い行われた、中央政府から全国信用保証協会連合会に設置されている経営安定関連保証等特別基金への保証料補助金の繰入れは、一般政府（中央政府）から企業への「資本移転」として記録する。

- ⑫ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金等）

中央政府から地方政府への「その他の経常移転」、及び、地方公共団体における事業の性質に応じて、地方政府から企業への「その他の経常移転」等に記録する。

- ⑬ 緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の返済免除

新型コロナウイルス感染症対応の特例措置として、社会福祉協議会を通じて実施された家計に対する緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付のうち、返済が免除されたものについて、対家計民間非営利団体から家計への「資本移転」として記録する。

## （２）2021年（令和3年）第二次年次推計及び2022年（令和4年）第一次年次推計における配分比率の見直し

コモディティ・フロー法における品目別の各需要項目への配分比率について、原則として直近の第三次年次推計（本年年次推計においては2020年（令和2年）推計）で得られた比率を用いているが、2021年（令和3年）第二次年次推計及び2022年（令和4年）第一次年次推計においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一部の品目について、固定された配分比率では捉えられない直近の経済構造の変化を反映するよう、各種統計等を活用し、配分比率の見直しを行う<sup>3</sup>。

## （３）2022年（令和4年）第一次年次推計における中間投入額の調整

付加価値法では、利用可能な基礎統計等を用いて品目別の中間投入額を推計している。2022年（令和4年）第一次年次推計においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、基礎統計の制約から第一次年次推計の段階では捉えられない直近の経済構造の変化を反映するよう、各種統計等を活用し、家計外消費（「宿泊・日当」及び「交際費」）の投入相当分について調整を行う<sup>4</sup>。

---

<sup>3</sup> 具体的には、2020年度（令和2年度）第二次年次推計において配分比率の見直しを行った品目（と畜・畜産食料品、冷凍魚介類、精米、冷凍調理食品、酒類）について、業界統計を含む利用可能な情報を基に推計した家計消費の伸び率を用いて配分比率を見直す。

<sup>4</sup> 具体的には、「宿泊・日当」については、2021年度（令和3年度）年次推計と同様に、『旅行・観光消費動向調査』（観光庁）の動向を踏まえて中間投入額を調整する。また、「交際費」については、当該財貨・サービスの中間投入比率の変動を把握できる経済活動の動向を参考に、中間投入額を調整する。

#### (4) その他各種統計等の反映

##### ① 第二次年次推計における『経済構造実態調査』の利用

コモディティ・フロー法におけるサービスの生産額のうち、これまでは第二次年次推計では『サービス産業動向調査』（総務省）及び『特定サービス産業動態統計調査』（経済産業省）を利用していたものの一部について、今後の第二次年次推計では『経済センサスー活動調査』『経済構造実態調査』（いずれも総務省・経済産業省）を基に推計する方法に変更する<sup>5</sup>。

##### ② 『建築着工統計調査』及び『建築総合統計』の遡及改定への対応

『建築着工統計調査』（国土交通省）では、工事費予定額の外れ値の対応方法について見直しが行われ、2023年（令和5年）4月分公表時に、新たな外れ値対応を行った値が参考値として公表された。また、『建設総合統計』（国土交通省）では、2023年（令和5年）4月分の結果公表に合わせて2020年（令和2年）以降の計数に係る遡及改定が行われ、建築着工統計調査の新たな外れ値対応の反映等が併せて行われている。

国民経済計算においては、既に四半期別GDP速報（2023年8月15日公表の同年4－6月期1次QE）において、2020年（令和2年）まで遡って遡及改定値を反映している。本年年次推計においては、固定資本ストックやこれを基に推計される固定資本減耗、営業余剰・混合所得（純）等についても同年まで遡って改定する。

##### ③ 『資金循環統計』の遡及改定への対応

2023年（令和5年）6月に行われた『資金循環統計』（日本銀行）の遡及改定では、2004年度（平成16年度）末以降の計数について改定が実施された。これを受け、計数表の対応する系列について、最大で2004年度（平成16年度）まで遡及改定する。

#### (5) 政府諸機関の分類（2022年度（令和4年度）分）

2022年度（令和4年度）中に行われた政府関係諸機関の新設、統廃合等を踏まえて、国民経済計算における分類を行った。具体的には、2022年度（令和4年度）年次推計で新たに分類した主な機関とその分類は以下のとおり。

- ・ 株式会社脱炭素化支援機構は、「公的金融機関」
- ・ 地方独立行政法人栃木県立岡本台病院、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター及び地方独立行政法人東京都立病院機構は、「公的非金融企業」
- ・ 地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンターは、「地方政府」

<sup>5</sup> 詳細は、統計委員会第35回国民経済計算体系的整備部会（令和5年10月30日）資料3を参照。  
([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000909146.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000909146.pdf))